

教職課程の履修について

以下の内容は、「教職課程 4 年間の学び～教職課程新入生オリエンテーション手引き～」より抜粋し、2019 年度入学者向けのカリキュラムに基づいています。

1. 教員免許状取得の基礎資格および必要単位

「教育職員免許法」および「教育職員免許法施行規則」により教員免許状の取得に必要な基礎資格と必要単位数が定められています。基礎資格とは、各自が所属する学部において卒業に必要な単位を修得し、学士の学位を取得することです。免許状の種類毎の必要単位数は、「教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目」、「教科及び教職に関する科目」を各自の入学年度に応じた科目表にしたがって修得する必要があります。また、小学校・中学校教諭免許状を取得する場合は、法律で定められた「介護等体験」の受講が必要となります。

本学における教員免許状の取得に必要な基礎資格と免許状の種類毎の必要単位数は下表の通りです。法定上の必要単位数はこれとは一部異なります。

■基礎資格と必要単位

(1)基礎資格と必要単位

免許状の種類	基礎 資格	本学における最低必要単位数							合計
		免許法施行規則第 66 条の 6				教科及び教職に関する科目			
		日本国 憲法	体育	外国語 コミュニケーション	情報機器 の操作	教育の基礎 的理解に関 する科目等 (※1)	教科及び 教科の指 導法に関 する科目	大学が 独自に 設定す る科目	
中学校教諭 一種免許状	学 士 の 学 位 を	2 又は 8 (※6)	2	2	2	31	28(※3)	4(※2)	71(※3)
高等学校教諭 一種免許状	有 す る こ と	2 又は 8 (※6)	2 又は 3 (※6)	2	2	27	24(※4)	8(※5)	67

※1 「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」、「教育実践に関する科目」の各分野の合計を指します。

※2 中学校一種免許状の「大学が独自に設定する科目」における必修科目は、「(教) 学校教育総合演習」(2 単位)、「(教) 介護等体験(事前指導)」(1 単位) および「(教) 介護等体験実習」(1 単位) の計 4 単位です。

※3 学部や教科によって「教科及び教科の指導法に関する科目」は 28 単位を超える単位修得が必要です。その場合、合計単位数は「教科及び教科の指導法に関する科目」28 単位を超えた単位分だけ増えます。

※4 教科によって「教科及び教科の指導法に関する科目」は 24 単位を超える単位修得が必要です。その場合、「大学が独自に設定する科目」の最低必要単位数は、「教科及び教科の指導法に関する科目」24 単位を超えた単位分だけ減じられます。

※5 「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」、「教育実践に関する科目」、「教科及び教科の指導法に関する科目」のそれぞれ定められた最低必要単位数を超えて修得した単位数は、「大学が独自に設定する科目」としてみなすことができます。例：「(教) 学校教育総合演習」(2 単位)を修得し、余剰分が 6 単位ある場合は、「大学が独自に設定する科目」の本学における最低必要単位数 8 単位を満たしたことになる。

※6 学部により必要単位数が異なりますので、所属学部の学修要覧で確認してください。

■教職基礎科目と教職発展科目について

教育職員免許法施行規則における「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」、「教科及び教科の指導法に関する科目」および「大学が独自に設定する科目」は、本学では「教職基礎科目」と「教職発展科目」という区分を設け科目を設置しています。

(1) 教職基礎科目

教員免許状の取得に必要な科目であり、「教育の基礎的理解に関する科目」、「道德、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」、「教育実践に関する科目」の必修科目（中一種免 31 単位・高一種免 27 単位）、「各教科の指導法」の「(教) ○○授業発展演習」以外の科目、および「大学が独自に設定する科目」の「(教) 学校教育総合演習」(2 単位)、「(教) 介護等体験（事前指導）」(1 単位)、「(教) 介護等体験実習」(1 単位) を指します。全て「自由科目（随意科目）」（＝卒業要件には含まれない科目）です。

(2) 教職発展科目

教員免許状の取得上は全て選択科目ですが、将来、教員採用試験の受験や教育系大学院への進学など、「進路としての教職」に強い意欲と目標を持つ皆さんにとっては必須の科目です。教員免許状の取得に必要な教職基礎科目の履修・単位修得を踏まえ、さらにより広く、深く学ぶ意欲を持つ皆さんが受講する科目です。全て 3 回生以上配当で、これらの科目の修得単位は卒業に必要な単位に含まれる場合があります。所属学部学修要覧を参照してください。

なお、「各教科の指導法」の科目のうち「(教) ○○授業発展演習」は、教職発展科目です。

※受講生が 5 名未滿となり授業運営が困難な場合は閉講する場合があります。

※一部キャンパスにおいては、隔年で開講する科目があります。

2. 「教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目」

学部によって異なります。詳しくは、所属学部学修要覧を参照してください。

3. 「教科及び教科の指導法に関する科目」

「教科及び教科の指導法に関する科目」については、区分上、「教科に関する専門的事項」と「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」に分類されます。「教科に関する専門的事項」に関する科目については、学部や免許状教科によって異なります。所属学部学修要覧を参照してください。

≪「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」≫

免許法施行規則に規定する科目	教職基礎科目			教職発展科目		
	科目名（丸囲みの数字は単位数）	配当 回生	履修区分	科目名（丸囲みの数字は単位数）	配当 回生	履修区分
・各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。） （※1）	(教) 社会科・地理歴史科教育概論②	2 以上	社会科必修、地歴科必修	(教) 中等社会系授業発展演習②	3 以上	中学選択
	(教) 社会科・公民科教育概論②	2 以上	社会科必修、公民科必修			
	(教) 社会科・地理歴史科授業法②	3 以上	社会科必修、地歴科必修			
	(教) 社会科・公民科授業法②	3 以上	社会科必修、公民科必修			
	(教) 国語科教育概論②	2 以上	中学必修、高校必修	(教) 国語科授業発展演習②	3 以上	中高選択
	(教) 国語科指導法Ⅰ②	2 以上	中学必修			
	(教) 国語科指導法Ⅱ②	3 以上	中学必修			
	(教) 国語科授業法②	3 以上	中学必修、高校必修			
	(教) 英語科教育概論②	2 以上	中学必修、高校必修	(教) 英語科授業発展演習②	3 以上	中高選択
	(教) 英語科指導法Ⅰ②	2 以上	中学必修			
	(教) 英語科指導法Ⅱ②	3 以上	中学必修			
	(教) 英語科授業法②	3 以上	中学必修、高校必修			
	(教) 数学科教育概論②	2 以上	中学必修、高校必修	(教) 数学科授業発展演習②	3 以上	中高選択
	(教) 数学科指導法Ⅰ②	2 以上	中学必修			
	(教) 数学科指導法Ⅱ②	3 以上	中学必修			
	(教) 数学科授業法②	3 以上	中学必修、高校必修			
	(教) 理科教育概論②	2 以上	中学必修、高校必修	(教) 理科授業発展演習②	3 以上	中高選択
	(教) 理科指導法Ⅰ②	2 以上	中学必修			
	(教) 理科指導法Ⅱ②	3 以上	中学必修			
	(教) 理科授業法②	3 以上	中学必修、高校必修			
・	(教) (教) 保健体育科教育概論②	2 以上	中学必修、高校必修	(教) 保健体育科授業発展演習②	3 以上	中高選択
	(教) 保健体育科指導法Ⅰ②	2 以上	中学必修			
	(教) 保健体育科指導法Ⅱ②	3 以上	中学必修			
	(教) 保健体育科授業法②	3 以上	中学必修、高校必修			
	(教) 情報科教育概論②	2 以上	必修			
	(教) 情報科授業法②	3 以上	必修			
・	(教) 工業科教育概論② ※2	2 以上	必修			
	(教) 工業科授業法② ※2	3 以上	必修			

※1 「(教) ○○科教育概論」「(教) ○○科指導法Ⅰ」「(教) ○○科指導法Ⅱ」「(教) ○○科授業法」は、取得を希望する免許状教科と同じ教科を履修してください。社会科を取得する人は、「(教) 社会科・地理歴史科教育概論」と「(教) 社会科・公民科教育概論」を必ず履修し、加えて「(教) 社会科・地理歴史科授業法」と「(教) 社会科・公民科授業法」の両方の合計 4 科目を履修してください。

※2 「(教) 工業科教育概論」と「(教) 工業科授業法」は、それぞれ毎年度交互に開講します（隔年開講科目）。

4.「教育の基礎的理解に関する科目」等 注1)

3 回生以上配当の「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」、「教育実践に関する科目」については、1・2 回生配当の教職基礎科目^{注2)}のうち、20 単位以上修得しなければ受講できません（後述の＜3 回生配当科目を受講するための「20 単位要件」について＞参照）。

注1) 「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」、「教育実践に関する科目」

注2) 「各教科の指導法」科目（2 回生配当科目）、「大学が独自に設定する科目」の「(教) 介護等体験（事前指導）」（2 回生配当科目）を含む。

教育職員免許法施行規則に規定する科目		教職基礎科目			教職発展科目		
科目	各科目に含めることが必要な事項	科目名 (丸囲みの数字は単位数)	配当 回生	履修区分	科目名 (丸囲みの数字は単位数)	配当 回生	履修 区分
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	(教)教育原理②	1 以上	必修			
	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)	(教)教職概論②	1 以上	必修			
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)	(教)教育社会学②	1 以上	必修	(教)教育制度論②	3 以上	選択
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	(教)教育心理学②	1 以上	必修	(教)児童・生徒理解の心理学②	3 以上	選択
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	(教)特別支援教育概論②	1 以上	必修			
	教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	(教)教育課程論②	2 以上	必修			
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	(教)道徳教育の理論と方法②	2 以上	中学必修	(教)道徳授業発展演習②	3 以上	中学選択
	総合的な学習の時間の指導法	(教)総合的な学習の時間の理論と方法②	3 以上	必修			
	特別活動の指導法	(教)特別活動の理論と方法②	2 以上	必修			
	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	(教)教育方法論②	2 以上	必修			
	生徒指導の理論及び方法 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	(教)生徒指導・進路指導の理論と方法②	2 以上	必修			
	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)	(教)教育相談の理論と方法②	2 以上	必修	(教)教育相談の実践②	3 以上	選択
教育実践に関する科目	教育実習	(教)教育実習事前指導①(※1) (教)教育実習Ⅰ(事後指導を含む)② (教)教育実習Ⅱ(事後指導を含む)④	3 以上 4 以上 4 以上	必修 } 中学校 4 単位、 高校 2 単位以上 選択必修(※2)			
	教職実践演習	(教)教職実践演習(中・高)②	4 以上	必修			

※1 「(教)教育実習事前指導」は、大学における事前指導をその内容としているため、教育実習を履修する前年度に履修し、その単位を修得しなければなりません。

※2 中学校教諭一種免許状のみ、または中学校教諭一種免許状と高等学校教諭一種免許状の両方を取得する人は「(教)教育実習Ⅱ(事後指導を含む)」(4 単位)を履修してください。

高等学校教諭一種免許状のみを取得する人は「(教)教育実習Ⅰ(事後指導を含む)」(2 単位)を履修してください。ただし、高等学校で3 週間実習を受ける人は「(教)教育実習Ⅱ(事後指導を含む)」(4 単位)を履修してください。

5.【重要】3 回生配当科目を受講するための「20 単位要件」について

以下の（１）～（３）の 3 回生以上配当科目を受講するためには、下表の 1・2 回生配当科目のうち、20 単位以上修得していなければなりません。

- （１）「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」の 3 回生以上配当科目
- （２）「教科及び教科の指導法に関する科目」のうち「各教科の指導法」の 3 回生以上配当科目
- （３）「大学が独自に設定する科目」の 3 回生以上配当科目

「20 単位要件」科目名（丸囲みの数字は単位数）	
（教）教育原理②	（教）特別活動の理論と方法②
（教）教職概論②	（教）教育方法論②
（教）教育社会学②	（教）生徒指導・進路指導の理論と方法②
（教）教育心理学②	（教）教育相談の理論と方法②
（教）特別支援教育概論②	（教）〇〇科教育概論②
（教）教育課程論②	（教）〇〇科指導法Ⅰ②（中学校必修）
（教）道徳教育の理論と方法②（中学校必修）	（教）介護等体験（事前指導）①（中学校履修指定）

※「〇〇科」には各学部で取得できる教科名が入ります。

6.「大学が独自に設定する科目」

以下の一覧表にある科目の単位を修得した場合は、「大学が独自に設定する科目」として充当することができます。

ただし、3 回生以上配当の「大学が独自に設定する科目」については、1・2 回生配当の教職基礎科目^{注1)}のうち、20 単位以上修得しなければ受講できません（前述の＜3 回生配当科目を受講するための「20 単位要件」について＞参照）。

注1)「大学が独自に設定する科目」の「（教）介護等体験（事前指導）」（1 単位、2 回生配当）を含む。

（１）「大学が独自に設定する科目」一覧表

本学 科目区分	科目名	単位数	免許状校種	配当 回生	備考
教職基礎 科目	（教）学校教育総合演習	2	中・高 一種	3 以上	中学校必修、高校必修
	（教）介護等体験（事前指導）	1	中・高 一種	2 以上	中学校履修指定
	（教）介護等体験実習	1	中・高 一種	3 以上	中学校履修指定（※1） 「（教）介護等体験（事前指導）」の単位を 修得済みでなければ、履修不可。
	（教）道徳教育の理論と方法	2	高 一種	2 以上	中学校必修、高校選択（※2）
教職発展 科目	（教）人間と差別的教育論	2	中・高 一種	3 以上	選択
	（教）国際理解教育論	2	中・高 一種	3 以上	選択
	（教）学校文化論	2	中・高 一種	3 以上	選択
	（教）学級担任論	2	中・高 一種	3 以上	選択
	（教）道徳授業発展演習	2	高 一種	3 以上	選択（※2）
	（教）中等社会系授業発展演習	2	高 一種地歴・公民	3 以上	選択（※3）
	（教）学校インターンシップⅠ	2	中・高 一種	3 以上	選択
	（教）学校インターンシップⅡ	3	中・高 一種	3 以上	選択
	（教）学校インターンシップⅢ	4	中・高 一種	3 以上	選択

※1 介護等体験証明書を授与されたにも関わらず「（教）介護等体験実習」の単位を修得できない場合は、免許状一括申請の対象とはしない。

後述する「1.12 介護等体験について」に示す免除対象者については履修の必要はない。

※2 中学校一種免許状取得に関しては「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」として扱う。

※3 中学校一種免許状（社会）取得に関しては「教科及び教科の指導法に関する科目」として扱う。

（２）他校種必要単位の余剰分の修得によって「大学が独自に設定する科目」としてみなすことができる「各教科の指導法」科目、「教育実践に関する科目」（※高等学校一種免許状取得者のみ）

①当該免許状教科の「（教）〇〇科指導法Ⅰ」（2 回生配当、2 単位）、「（教）〇〇科指導法Ⅱ」（3 回生

配当、2単位)

②「(教) 教育実習Ⅱ (事後指導を含む)」(4回生配当) 4単位のうち2単位分

(3)「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」、「教育実践に関する科目」、「教科及び教科の指導法に関する科目」のそれぞれ定められた必修単位数を超えて修得した余剰分は、「大学が独自に設定する科目」としてみなすことができます。

※以下の場合には、「大学が独自に設定する科目」としてみなすことができませんので注意してください。

1) 当該教科以外の「各教科の指導法」科目

異なる教科の指導法科目「(教) ○○科教育概論」「(教) ○○科指導法Ⅰ」「(教) ○○科指導法Ⅱ」「(教) ○○科授業法」「(教) ○○科授業発展演習」は、当該教科以外の「大学が独自に設定する科目」としてみなすことができません。

【例1:「公民科」と「地理歴史科」の場合】

「(教) 社会科・地理歴史科教育概論」「(教) 社会科・地理歴史科授業法」は、公民科(高等学校一種)の「大学が独自に設定する科目」としてみなすことはできません。

また、「(教) 社会科・公民科教育概論」「(教) 社会科・公民科授業法」は、地理歴史科(高等学校一種)の「大学が独自に設定する科目」としてみなすことはできません。

【例2:「国語科」と「英語科」(ともに中学校一種)の場合】

英語科(中学校一種)の科目である「(教) 英語科教育概論」「(教) 英語科指導法Ⅰ」「(教) 英語科指導法Ⅱ」「(教) 英語科授業法」「(教) 英語科授業発展演習」は、国語科(中学校一種)の「大学が独自に設定する科目」としてみなすことはできません。

2) 当該教科以外の「教科に関する専門的事項」に関する科目

異なる教科の「教科に関する専門的事項」に関する科目を修得しても、当該教科以外の「大学が独自に設定する科目」としてみなすことはできません。

7. 教育実習について

教育実習とは、中学校または高等学校の実際の学校教育の現場に実習生として配属され、教育活動に参加することです。この教育実習は、教職課程履修の仕上げというべきものであり、教壇に立って実際に授業を行う経験を得るだけでなく、教育活動の全般にわたって理解を深め、教員として必要な知識や技能、態度などを身につけることが目的です。

教育実習は、実習受入校の好意と協力によって可能となっているものであり、大学の責任ある指導と実習生の真に教職を目指す姿勢が求められます。また、実習受入校は、あくまでも卒業後の進路に教職を第一志望として考えている人を対象に実習指導を行います。資格取得のみを目的とした安易な姿勢で教育実習を行うことは、実習受入校の先生や生徒に大きな迷惑をかけることになります。したがって、教育実習の履修にあたっては、自らの進路計画を踏まえ、十分な心構えで臨まなければなりません。

(1)「教育実習」の内容と実習期間

教育実習は「(教) 学校教育総合演習」、「(教) 教育実習事前指導」、直前ガイダンス、実習校での実習、事後指導からなる一貫したものです。したがって、その全てを受講し、所定の手続きを行う必要があります。教育実習の詳細については、3回生での「(教) 教育実習事前指導」の授業において説明するとともに、「教育実習の手引き」を配布しますので、よく読んで理解を深めてください。なお、「(教) 教育実習事前指導」を履修するためには、「(教) 学校教育総合演習」を修得していることが必要です。

実習校での実習は、教育活動全般(ホームルーム、クラブ活動含む)について、観察、参加、実習により構成されますが、その内容については、それぞれの実習校の実情に即した教育実習の指導計画が編成されています。教育実習期間は、各実習校により異なりますが、例年、5月～11月までの間に実施されます。

(2) 「教育実習」の受講資格

教育実習を履修するためには、以下の要件を全て満たしていることが必要です。

- ① 「(教) 教育実習ⅠまたはⅡ (事後指導を含む)」受講年度の開始時点で、卒業見込みおよび実習校種・教科における教員免許状取得見込みであること

＜教員免許状取得見込みとは＞

卒業見込みがあり、下表の「教育職員免許法施行規則に規定する科目の本学必要単位数(27 単位)」および「(教) 学校教育総合演習」(「大学が独自に設定する科目」・2 単位) を修得している状態

- ②実習受入校や教育委員会との手続きなどが全て完了していること

「教員免許状取得見込み」関係科目

教育職員免許法施行規則に規定する科目		科目名	単位数	配当 回生	履修区分
科 目	各科目に含めることが必要な事項				
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	(教) 教育原理	2	1 以上	必修
	教職の意義及び教員の役割・職務内容 (チーム学校運営への対応を含む。)	(教) 教職概論	2	1 以上	必修
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項 (学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)	(教) 教育社会学	2	1 以上	必修
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	(教) 教育心理学	2	1 以上	必修
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	(教) 特別支援教育概論	2	1 以上	必修
	教育課程の意義及び編成の方法 (カリキュラム・マネジメントを含む。)	(教) 教育課程論	2	2 以上	必修
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	総合的な学習の時間の指導法	(教) 総合的な学習の時間の理論と方法	2	3 以上	必修
	特別活動の指導法	(教) 特別活動の理論と方法	2	2 以上	必修
	教育の方法及び技術 (情報機器及び教材の活用を含む。)	(教) 教育方法論	2	2 以上	必修
	生徒指導の理論及び方法 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	(教) 生徒指導・進路指導の理論と方法	2	2 以上	必修
	教育相談 (カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。) の理論及び方法	(教) 教育相談の理論と方法	2	2 以上	必修
目 的 実 践 教 育 実 習 に関する科目	教育実習	(教) 教育実習事前指導	1	3 以上	必修
目 的 教 科 及 び 教 科 の 指 導 法 に 関 する 科目	各教科の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。) ※1	(教) ○○科教育概論 (社会科： (教) 社会科・地理歴史科教育概論または (教) 社会科・公民科教育概論、 地歴科： (教) 社会科・地理歴史科教育概論、 公民科： (教) 社会科・公民科教育概論)	2	2 以上	必修 「(教) ○○科授業法」と 同一教科であること
		(教) ○○科授業法 (社会科： (教) 社会科・地理歴史科授業法または (教) 社会科・公民科授業法、地歴科： (教) 社会科・地理歴史科授業法、 公民科： (教) 社会科・公民科授業法)	2	3 以上	必修 「(教) ○○科教育概論」と 同一教科であること
大学が独自に設定する科目		(教) 学校教育総合演習	2	3 以上	必修
合 計 (1 教科あたり)			29		

※1 教科の指導法は教育実習と同一教科で履修してください。教育実習は所属学科で取得できる免許状教科での履修となります。

(3) 実習校について

原則として、各自が中学校や高等学校を訪問して依頼し、承諾を受けることで実習校を確保します。ただし、教育委員会からの配当によって実習校が決定される場合もあり、また、本学附属校出身者についても取り扱いが異なります。詳細は、教育実習前年度に受講する「(教) 学校教育総合演習」で説明します。

8. 介護等体験について

義務教育課程（小学校および中学校）の教員免許状申請時には、「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」により、7日間以上の介護等体験の証明書が必要となります。介護等体験とは、18歳に達した後に行う、特別支援学校（2日間）と社会福祉施設（5日間）の計7日間にわたる介護などの体験のことを指します。

介護等体験の受け入れ先は、特別支援学校については教育委員会が、社会福祉施設については社会福祉協議会が管轄しており、各機関から本学に体験場所・体験時期が配当されます。

本学では、介護等体験を「大学が独自に設定する科目」の一部として単位化しており、小・中学校の免許状の取得を希望する場合は、履修指定科目となります。介護等体験の申し込み手続きの説明や事前指導については、2回生配当の「(教) 介護等体験（事前指導）」において行います。介護等体験は、3回生配当の「(教) 介護等体験実習」として履修します。したがって、「(教) 介護等体験実習」を履修するためには、原則、前年度に「(教) 介護等体験（事前指導）」の単位を修得していることが必要となります。

なお、「(教) 介護等体験（事前指導）」（2回生配当）は、「(教) 介護等体験実習」（3回生配当）と連続して受講すべき科目であることから、翌年度3回生以上配当科目の受講に必要な条件（20単位要件）を満たす見込みがない場合にはその受講を認めません。

※介護等体験の免除について

以下の(1)～(3)に該当する人は介護等体験が免除されますので、教職教育課に「免除申告書」を提出してください。なお、介護等体験が免除されるかどうか分からない場合は、事前に教職教育課の窓口で確認・相談をしてください。

(1) 介護等体験特例法が施行される以前(1998(平成10)年3月31日以前)に、大学・短大に在学した者であって、卒業までの間に小学校もしくは中学校教諭の専修、一種または二種のいずれかの免許状取得のための所要資格を得た者

(2) 介護等に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者

保健師、助産師、看護師、准看護師、盲・ろう・特別支援学校教員、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士又は義肢装具士の免許・資格を既に有している者(取得見込みの場合は介護等体験が必要)

(3) 身体上の障害により介護等の体験を行うことが困難な者

身体障害者手帳に、障害の程度が1級から6級であるとして記載されている者

9. 教育職員免許法の改正について

教育職員免許法の改正にともない、2019年4月入学者の皆さんは、改正後の教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に対応する本学修要覧に記載された新カリキュラムに沿って履修していくことになります。

2018年度以前の入学者は、法改正前のカリキュラムに沿って履修しており、皆さんの新カリキュラムとは一部異なります。したがって、入学年度により、学修要覧に記載されている教職課程のカリキュラムや履修方法、科目名称等が異なりますので、必ず、自らの入学年度の学修要覧を参照して履修するようにしてください。

10. 「(教)学校インターンシップⅠ・Ⅱ・Ⅲ」、「学校ボランティア」について

将来教員を目指す人にとって、教職に関わる理論や教科の知識を身につけるだけでなく、実際の学校現場で、教員の仕事や児童・生徒の様子について体験的に知ることはとても重要です。3 回生までに学校現場を深く知ることができれば、教育実習がより充実したものとなるでしょう。また、学校現場での経験を通じて、自らの教員という職業への適格性（向いているか）を知る機会にもなるでしょう。

＜学校インターンシップと学校ボランティアの違い＞

学校インターンシップ	◆	学校ボランティア
教職課程科目「(教)学校インターンシップⅠ～Ⅲ」として受講し、単位授与を行う。	位置づけ	学生の自主性に基づく活動（単位授与とはならない）
教職課程を履修中の3 回生以上が受講可。 大学が実施する募集ガイダンス（4 月上旬）に出席し、選考に合格した者が実施できる。研修校は学生の希望を参考に大学が決定する。	実施資格・時期	1 回生より随時可。 学内の募集掲示、教育委員会のホームページ等を見て、ボランティアを募集している学校に自ら受入れを依頼するところからスタートする。
学校現場の教員が担う業務全般を経験する。	内容	受入れ校が指定する特定の業務を経験する。

学校インターンシップ・学校ボランティアに参加する場合の注意事項

インターンシップ研修生、ボランティア学生であっても、児童・生徒の健全育成に関わるものとして、高い規範意識と倫理観が求められます。とりわけ、児童・生徒との年齢が近く親しみを持たれやすい立場であることから、過度に親密にならないよう、活動中はもとより、学校外においても「教育に携わる者」であることの自覚を忘れず、節度ある行動をとってください。

△ 具体的な注意事項 △

1. 児童・生徒の安全確保を第一に考えて行動すること。
2. 児童・生徒の人権を尊重し、児童・生徒の健全な発達を阻害するような言動は絶対に行わないこと。
＜体罰・暴言・身体接触・ハラスメント行為の禁止＞
3. 社会人としてのルールは当然のこと、服務規程を遵守すること。
＜時間厳守、挨拶、連絡・報告、言葉づかい、服装・頭髪等のみだしなみ＞
4. 学校の担当教員、管理職の指示・指導に従って行動し、児童・生徒、保護者に誠実に接すること。
5. 児童・生徒、保護者との個人的な情報（電話番号・メールアドレス・SNS）の交換を行わないこと。
6. 児童・生徒の個人情報の取り扱いには十分に注意し、活動終了後も知り得た情報について守秘義務を遵守すること。
また、ブログ・SNS に学校や児童・生徒の情報を書き込まないこと。
7. 活動中はスマートフォン、携帯電話、カメラ等の情報機器は使用しないこと。
8. 学校の教育目標、学年・学級ごとの教育方針を理解し、支援の内容は担当教員と十分に打ち合わせをすること。
9. 出勤・退勤は必ず管理職または担当教員の承認を得ること。
10. 活動にあたっては、公共交通機関を利用すること。学校長が二輪等の使用を許可した場合は、駐輪場所等についての指示に従うこと。
11. 活動中の不測の事態に備えて、保険に加入した上で参加すること（学校インターンシップは一律加入します）。